

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
4. 署 名 委 員
 - 8 番 高取 輝昭 委員
 - 9 番 今脇 研介 委員
5. 議 事
 - 議案第 12 号～14 号について
 - 報告第 9 号について

○石原会長

議案第 12 号農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について 8-21 花岡委員説明願います。

○花岡委員

23 番花岡が 8-21 について説明いたします。

土地の所在地	穂浪 八軒屋 3201-1	登記地目現況地目共に畑	登記面積 62 m ²
譲受人	穂浪▲▲▲▲番地▲	●● ●	▲▲歳
譲渡人	兵庫県加古郡稲美町国岡▲▲▲番地の▲	●● ●●	▲▲歳
譲受理由	新規就農		
譲渡理由	耕作不便		
家族数	1 人		

この度加古川市に在住の譲渡人が親戚の譲受人に隣地でくっついておりますので隣地を無償譲渡して土地の管理をしながら有効利用をしてもらうということになったそうです。

譲受人は昨年 10 月に遺産の相続をし、その後月に 1 回ぐらいのペースで来られては家の管理、この土地の管理をされてきましたが、遠隔地のためもっと有効にこの土地を利用できるようにということで譲受人にお渡しをするということになったそうです。先日確認に行きましたら、62 m²なんですけど、段々畑のようになってまして上から見たのではなく、下から見上げるようにして見たんですが、実際の面積は 40 m²ぐらいあるかないかというぐらい狭い土地になすびが 3、4 本綺麗に土を耕した上に植え付けてありました。既に●さんが手入をされているのかなと、こういう形で大事に家庭菜園にしていこうとされています。

場所は地図をご覧頂くと市バス灘のバス停から約 200m 上った所にあります。丁度我々の方では東寺、西寺というお寺がすぐ傍にあるんですが、その登り口にあるところです。以上です。ご審議よろしく願います。

○石原会長

では事務局調査書の方、願います。

○事務局浅沼

議案第 12 号受付番号 8-21、3 条所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは8-21につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

なさそうですので8-21につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして受付番号8-22から8-23小林委員説明願います。

○小林委員

7番小林が8-22, 8-23について小林が説明します。

8-22

土地の所在地	三石 井の谷口 3724 登記地目現況地目共に田	登記面積 666 m ²
譲受人	三石▲▲▲▲番地 ●● ●●	▲▲歳
譲渡人	和気郡和気町和気▲▲▲番地▲ ●● ●●	▲▲歳
譲受理由	交換による	
譲渡理由	耕作不便	
耕作面積	4,608 m ²	
家族数	3人	

8-23

土地の所在地	三石 井の谷口 3756 登記地目現況地目共に田	登記面積 676 m ²
譲受人	和気郡和気町和気▲▲▲番地▲ ●● ●●	▲▲歳
譲渡人	三石▲▲▲▲番地 ●● ●●	▲▲歳
譲受理由	交換による	
譲渡理由	耕作不便	
耕作面積	5,018 m ²	
家族数	2人	

場所をご覧ください。地図を見て頂きますと、五石地区の一番上の方に当たるんですが、丁度地図で川が真ん中に斜めに流れておりますが、ここに橋がありましてそこに五石上井の市営バスの停留所があります。そこから北東へ約100mの所がまず1番の●●さんの田んぼを●●さんが交換でもらいと、その北側に2番の所が反対になりまして●●さんが●●さんの田んぼをもらうという格好です。去年1番の所のすぐ上側の●●さんの田んぼを●●さんが購入されて自宅を建てるということで今自宅がほぼ完成しております。そのすぐ下側の所に●●さんの田んぼがあるので交換しようという話になって、前から決まっとったんだと思いますが、交換するということです。

●●さんの方は最終的には水稻を作付けされるという意向です。●●さんの方は和気に住所があるんですが、実家がすぐ上にありまして週に半分以上こちらに来られて田んぼの管理や畑とかかされています。この2番の所のすぐ上の所に畑を実際されておまして、トマトやなすびを作付けされているようです。続きでここへも畑として自家用の野菜を作りたいということで今回2枚の田んぼを交換してそれぞれがそのまま管理すると。現在の所は管理だけされているような形になっております。以上です。ご審議よろしくお願いします。

○石原会長

では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局浅沼

議案第12号受付番号8-22、8-23、3条所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは8-22、8-23につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

小林さんここ譲渡理由耕作不便と書いてありますが、今の小林さんの説明だとどちらも円滑に利用されているようですが、耕作不便しか理由がなかったんですか。

○事務局後藤

当人にとってより便利になると、今は耕作不便だけどそれを解消するということです。

○石原会長

承知しました。その他ございませんか。なさそうですので8-22、8-23につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして受付番号8-24鴻島まで行ってくださいですね。南委員説明願います。

○南委員

12番南が8-24を説明します。

土地の所在地 日生町日生 鴻島 2679-59 登記地目現況地目共に畑 登記面積 602 m²

譲受人 日生町寒河▲▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 伊部▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 2,635 m²

家族数 1人

ここは自分で船を運転してミカン畑に行きます。地図をご覧ください。分かりにくいかもしれませんが、日生町日生2679-59の602m²の畑なんですけど、ここは現在ミカンが植えられています。この譲受人が何で手に入れたかという、●● ●●さんという方が伊部に住んでおり、伊部から通って鴻島のミカン畑で仕事をしておりました。その●●さんが5年前に鴻島へミカンを探りに行きよった時に足を滑らせて海に投げ出されてミカンの箱がいっぱい浮いていたのを近所の方が見つけてそれでもう亡くなっておりました。●●さんは一人で運転して一人でミカン畑を切り盛りしておりました。営農目的でミカンは伊部や百菜市場の方へ販売をしておりました。ミカンの木が2679-61の975m²に植わってその時は豊作の年でした。その時に奥さんがもったいないから一生懸命うちのが

しておりましたので少しずつ作業を譲受人手伝って頂いて少しずつ今は元気に生きております。ミカンが元気に生きております。その隣に●● ●●さん言う方の畑があります。その畑の方はミカン生産組合に入っておられる方でその方が一生懸命教えてあげたりして、その●● ●●さんと譲受人のお父さん同士が兄弟です。その●●さんのミカン畑は運搬車とか農機具とか●●さんにお借りして隣の●● ●●さんの所へ置かせておいていただいています。譲受人はそれとは別に 100 本程作っておられます。そこも作り新しく 602 m²の所も作りで忙しいんですけど、まだ木がしっかりしておりますので、譲受人のお年が▲▲歳ですので出来るなと思って、船も小さい船ですけど運転して今作っております。日生ミカンは美味しい言うことでブランドのミカンを続けて行きたいなあということです。譲受人のお家は日生町寒河にあってお母さんと一緒に住んでおられます。ミカンだけではもったいないなと思って若いから会社に行っております。その会社は三交代ですので休みの日が多いので続けて行かれております。また、伊部の農協の市場に出す予定ですので、また美味しそうなミカンが並んでおりましたら、皆さん買ってあげて下さい。よろしくお願いいたします。

あんまりよくわからないですが、そんなに何回もこの土地に行っていないんですが、一年に一回は鴻島に行って他の所もあるので色々見ております。皆さんよろしくお願いいたします。

○石原会長

では事務局調査書の方、お願いします。

○事務局浅沼

議案第 12 号受付番号 8-24、3 条所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

それでは 8-24 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

なさそうですので 8-24 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 13 号農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について受付番 8-18 吉形委員説明願います。

○吉形委員

3 番吉形が 8-18 について説明します。

土地の所在地	香登西 高目田 165 登記地目現況地目共に田 登記面積 394 m ²
	香登西 高目田 166-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 154 m ²
譲受人	香登西▲▲番地▲1 株式会社●●● 代表取締役 ●● ●
譲渡人	兵庫県姫路市書写▲▲▲▲番地▲▲▲ ●● ●●
転用目的	露天駐車場（事業用）
施設概要	駐車場 548 m ²
農地区分	3 種

当社の資材工場に隣接し、工場との一体利用できる立地状態にあり、長期にわたり耕作放棄地のため地盤も安定し所有車両の露天駐車場として最適な用地です。現在は隣接する JR 用地を賃貸で駐車場として利用しておりますが、賃貸料の経費負担を解消し、自己所有用地として有効活用する目的で本件転用を希望します。

場所は地図の赤穂線香登駅前より北へ出たところの星合医院の隣にありましてその横は●●の事務所があります。その事務所の横の西側に 2 枚あるのを駐車場にしたいらしいです。以上です。

○石原会長

事務局、補足説明をお願いします。

○事務局浅沼

議案第 13 号、受付番号 8-18、5 条農地転用

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている農地でありますので、第 3 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど吉形委員からご説明のあったとおり、申請人の露天駐車場でありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は露天駐車場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは 8-18 につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。

ないようでしたら、8-18 につきまして許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして議案第 14 号農地利用集積等促進計画を定めることについて市長より通知を頂いております。5 ページから詳細が出ております。

担当の委員さんで何か言葉を添えることがありますか、ありませんか。この案件についてご承認いただけますでしょうか。

(はい、の声)

では承認されました。

最後に報告案件が出ております。許可の取り下げですが、事務局からご説明頂けますか。

○事務局北川

土地の所在地 伊里中 西 348 登記地目現況地目共に田 登記面積 500 m²

伊里中 西 349 登記地目現況地目共に田 登記面積 371 m²

太陽光発電の施設を設置するということで昨年の 10 月に許可が下りていた案件ですけど、業者の方の都合と言いますか、資金繰り、並びに事業形態の悪化、当初の計画のように進捗が難しくなったということで計画の取りやめをしたいということで取り下げが出ている案件です。以上です。

○石原会長

皆さんお含みおきください。以上でご審議、ご協議ありがとうございました。

6. 閉 会

7. そ の 他

- ・ 任命式および農業委員会臨時総会の開催について

令和 8 年 7 月 21 日 (火) 9 時 30 分～ 備前市役所 3 階 大会議室

- ・ 次回、農業委員会総会の開催について

令和 8 年 8 月 10 日 (月) 9 時 30 分～ 備前市役所 3 階 大会議室

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員

8 番 高取 輝昭 委員

9 番 今脇 研介 委員